

**あきる野市子ども・子育て支援事業計画
における量の見込み、確保の内容、実施
時期等の一部見直しについて**

**平成29年9月
あきる野市**

本冊子は、平成27年3月に策定した「あきる野市子ども・子育て支援事業計画」のうち、一部の事業について、見直ししたものです。

見直しした事業と変更内容は、以下のとおりです。

第4章 子どもの教育・保育を確保するために

2 幼児期の学校教育・保育

(4) 提供体制の確保の内容及び実施時期【P28・P29】

- ・ 幼児期の学校教育【幼稚園・認定こども園】（1号認定）
「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」
- ・ 幼児期の保育【保育所・認定こども園】（2号認定、3号認定）
「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援に関する事業【P30】

- ・ 「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(4) 提供体制の確保の内容及び実施時期

市は、設定した「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」に対応できるよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業*による確保の内容及び実施時期（確保方策）を定めます。

■平成 25 年度の保育・教育の状況 0～5歳人口:4,159 人(平成 25 年4月1日時点)

幼稚園等利用者数 3～5歳(%) ※5/1時点	保育所等利用者数			在宅保育者数 0～5歳児 (%)
	0～5歳 (%)	0～2歳	3～5歳	
1,005 人 (24.16%)	1,750 人 (42.08%)	693 人	1,057 人	1,404 人 (33.76%)

■幼児期の学校教育【幼稚園・認定こども園】(1号認定) << 見直し前 >>

「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	908 人	891 人	855 人	832 人	809 人
②確保の内容 幼稚園 認定こども園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②-①	-908 人	-891 人	-855 人	-832 人	-809 人
③私学助成型幼稚園 (確認を受けない幼稚園)	1,270 人	1,270 人	1,270 人	1,270 人	1,270 人
②+③-①	362 人 (243 人)	379 人 (260 人)	415 人 (296 人)	438 人 (319 人)	461 人 (342 人)

■幼児期の学校教育【幼稚園・認定こども園】(1号認定) << 見直し後 >>

「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	908 人	891 人	855 人	832 人	809 人
②確保の内容 幼稚園 認定こども園	0 人	0 人	72 人	372 人	372 人
②-①	-908 人	-891 人	-783 人	-460 人	-437 人
③私学助成型幼稚園 (確認を受けない幼稚園)	1,270 人	1,270 人	1,110 人	750 人	750 人
②+③-①	362 人 (243 人)	379 人 (260 人)	327 人 (208 人)	290 人 (171 人)	313 人 (194 人)

※あきる野市の必要利用定員総数のうち、約 200 人については親の共働き等の理由により本来は 2号認定の資格を有する人ですが、幼稚園の利用希望が認められるため、幼稚園利用の見込みに含みます。

※幼稚園では、平成 26 年 5 月 1 日の時点で市外から 119 人の利用があり、()内はその人数を差し引いた数です。

(地域型保育事業)

施設(原則 20 人以上)より少人数の単位で、0～2 歳の子どもを預かる家庭的保育(保育ママ 定員 5 人以下)や小規模保育(定員 6～19 人)などの事業です。新制度では、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い 0～2 歳児を対象とする事業を増やします。

■ 幼児期の保育【保育所・認定こども園】(2号認定、3号認定) << 見直し前 >>

「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		
	2号	3号	2号	3号	2号	3号	2号	3号	2号	3号	
①量の見込み (必要利用定員総数)	1,074 人	829 人	1,053 人	805 人	1,011 人	790 人	984 人	776 人	957 人	762 人	
②確保の内容	保育所 認定こども園	1,071 人	712 人	1,071 人	712 人	1,071 人	712 人	1,071 人	712 人	1,071 人	712 人
	地域型保育事業		46 人		46 人		46 人		46 人		46 人
②-①	-3 人	-71 人	18 人	-47 人	60 人	-32 人	87 人	-18 人	114 人	-4 人	
③地域単独事業(認証保育所)	28 人	41 人	28 人	41 人	28 人	41 人	28 人	41 人	28 人	41 人	
②+③-①	25 人	-30 人	46 人	-6 人	88 人	9 人	115 人	23 人	142 人	37 人	

■ 幼児期の保育【保育所・認定こども園】(2号認定、3号認定) << 見直し後 >>

「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		
	2号	3号	2号	3号	2号	3号	2号	3号	2号	3号	
①量の見込み (必要利用定員総数)	1,074 人	829 人	1,053 人	805 人	1,011 人	790 人	984 人	776 人	957 人	762 人	
②確保の内容	保育所 認定こども園	1,071 人	712 人	1,071 人	712 人	1,067 人	725 人	1,132 人	727 人	1,132 人	727 人
	地域型保育事業		46 人		46 人		46 人		64 人		64 人
②-①	-3 人	-71 人	18 人	-47 人	56 人	-19 人	148 人	15 人	175 人	29 人	
③地域単独事業(認証保育所)	28 人	41 人	28 人	41 人	28 人	41 人	28 人	41 人	28 人	41 人	
②+③-①	25 人	-30 人	46 人	-6 人	84 人	22 人	176 人	56 人	203 人	70 人	

(5) 提供体制の確保策(確保の考え方)

確保方策について、まず、既存の施設型教育・保育施設を主な提供体制とし、幼児期の教育及び保育の量を確保します。不足する3号認定の量について、平成27年度に小規模保育事業を新設することで、46人を確保します。

また、市内においては地域によって保育施設の空き状況に差が生じるなど、子育て世帯の居住地と保育所の所在地にミスマッチが生じていることから、その対応策について検討します。

(認証保育所)

児童福祉法第35条第4項による認可を受けていない保育所のうち、東京都認証保育所事業実施要綱で定める要件を満たし、東京都が認証した施設です。

3 地域子ども・子育て支援事業

教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象とする事業として、市が地域の実情に応じて実施していきます。

5年間の計画期間（平成27年度から平成31年度まで）における、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、提供体制の確保策やその実施時期を事業計画で明確にし、各年度の進捗管理をしていきます。

（1）利用者支援に関する事業【新規事業】

【事業概要】

利用者支援は、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用情報を集約し、子どもや保護者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整等を行う新たな事業です。子どもや保護者が、保育所や幼稚園などの教育・保育事業や、一時預かり、学童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、専任の職員等が身近な場所（子育てひろば等）で支援をする事業です。

【市の現状】

子ども家庭支援センターや健康課、児童課、子育て支援課の各窓口で相談等を行っています。また、「あきる野市子育て支援ガイドブック」や「るのキッズ通信」、「るのキッズメール」などで妊娠中から子育て中の方を対象に情報提供を行っています。

【事業の見込みと確保内容】 << 見直し前 >>

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①確保の内容(実施箇所数)	検討	1か所	1か所	2か所	2か所
②設置場所	検討	子育てひろば等	子育てひろば等	子育てひろば等	子育てひろば等

【事業の見込みと確保内容】 << 見直し後 >>

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①確保の内容(実施箇所数)	検討	1か所	2か所	2か所	2か所
②設置場所	検討	子育てひろば等	子育てひろば等	子育てひろば等	子育てひろば等

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

子ども・子育て支援新制度では多様な教育や保育の事業を実施することとなっています。制度やサービスの変更が生じ、制度の移行が円滑に行われるよう、身近な場所で利用希望者の相談に対し適切な情報提供を一元的に実施する事業と専門の職員等が個別に支援が必要な方に支援をする事業等について、平成27年度に設置場所及びサービス内容等を検討し、平成28年度からの実施に向け準備します。